



県外での里帰り出産をされる人へ



県外の病院では、みなかみ町で発行した受診票は使用できません。
里帰り先での妊婦健康診査・産婦健康診査および新生児聴覚検査費用の一部を払い戻し
いたしますので、受診時の領収書は、すべて保管しておいてください。

◎妊婦健康診査

払い戻しの対象は、使用しなかった受診票の枚数分で、母子健康手帳に記載の
ある日付の領収書の自己負担部分のみとなります。
保険診療の検査や診断書の費用は対象となりません。

◎新生児聴覚検査

母子健康手帳に新生児聴覚検査の結果を記録してもらるか、検査を受けたことが
わかる書類をもらいましょう。

◎産婦健康診査

母子健康手帳に産婦健康診査の結果を記入してもらいましょう。


注 意 点 : 受診票に記載されている金額が払い戻しの上限となります。

<払い戻し手続きについて>

出産後3か月以内に、手続きをしてください。

(3か月以降になる場合は、事前に電話連絡をお願いいたします。)

- * 手続き窓口 : みなかみ町役場 子育て健康課 こども家庭相談係内
子育て世代包括支援センター「すくすく」
- * 日 時 : 月曜日～金曜日 8:30～17:15
- * 持参するもの : ① 母子健康手帳
② 領収書 (コピー不可)
③ 診療明細書 (コピー不可)
(領収書に明細が記入していない場合は必ず必要になります)
④ 使用しなかった受診票
⑤ 振込口座の確認できるもの
(ゆうちょ銀行は、振り込み用口座番号の記載がある通帳)



※ご不明な点は、下記へお問い合わせください。
みなかみ町役場 子育て健康課内
子育て世代包括支援センター「すくすく」
電話 0278-20-2300

